

## 健康管理システムの保守 仕様書

1. 件 名 健康管理システムの保守

2. 数 量 一式

3. 目 的 本件は、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構（以下、「QST」という。）における各種健康診断の実施、各種健康診断結果等の管理・保健指導、ストレスチェックの実施、就業制限や過重労働管理等を目的として導入する健康管理システムの保守を行うものである。

4. 保守期間 令和8年4月1日～令和9年3月31日

5. 実施場所 千葉県千葉市稻毛区穴川4-9-1  
国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構  
QST が提供する Microsoft Azure 上

6. 保守対象 「健康管理システムの購入」において導入したシステム（QST 資産番号：R06SA02297）  
に関し、  
・仮想サーバーの保守 一式  
・アプリケーションの保守 一式

### 7. 保守内容

- (1) システムを正常に稼働させること。システムの稼働時間は 24 時間とする。
- (2) システムの利用のために機能利用料が必要な場合は必要なライセンスを付与すること。
- (3) システムのメンテナンス作業は QST の指定するアクセス方法で実施する。リモートアクセスを原則とするが、必要に応じて QST での作業を指示することがある。
- (4) システムのメンテナンス等で平日（月曜日～金曜日）に 停止する際は、1 週間前までに連絡すること。
- (5) 不正プログラム対策ソフトウェアを導入し、マルウェア・ウイルスに対する感染対策を講じること。
- (6) 1 日に 1 回、定時にバックアップすること。バックアップデータは 7 日間保持すること。
- (7) 脆弱性対応のための緊急パッチ適用が必要になった場合、速やかに対応すること。また、緊急でない場合は必要に応じたパッチを計画的に適用すること。動作検証等の作業が発生する場合は、別途協議とする。
- (8) 診断ツールによる脆弱性診断テストをバージョンアップやカスタマイズ追加等を実施した場合に実施すること。
- (9) システムアップデート、法改正による機能アップデートについて対応すること。
- (10) システムの仕様変更については、1 か月前までに連絡すること。
- (11) 年に数回、システムが正常に稼働していることを点検すること。QST 職員の指示に応じてバックアップ取得状況、セキュリティパッチ適用状況、システムログ取得状況、サーバーのリソース状況

等を点検し報告すること。

(12) 電子メール、Microsoft Teams 又は電話による技術サポート、使用・操作方法の問合せに対応すること。なお、対応時間は平日 8 時 30 分から 17 時 30 分までを原則とするが、実際の対応時間帯は QST と協議の上、決定する。また、QST からの問い合わせの方法は、QST の担当部署に集約して行うことでも可とする。

(13) 不具合があった場合の情報提供／不具合修正後のプログラムの提供を行うこと。トラブル発生時は原因の切り分け作業を実施すること。

(14) 仮想サーバーやアプリケーションに障害が発生した場合には、電子メール、Microsoft Teams 又は電話により QST と協議の上、必要な対応を行うこと。なお、本契約に含まれない作業が発生する場合には別途協議とする。

(15) マスタ管理において、受注者操作により行う事項について、当該年間保守において対応すること。そのほか、データ等の登録や削除の操作において、受注者操作により行う事項については年間保守において対応すること。

(16) 保守体制、連絡体制及び担当者名について、書面で提出すること。また、体制等に変更があった場合は、速やかに再提出すること。

(17) システムや操作方法に変更があった場合には、マニュアルを隨時更新すること。

## 8. 提出図書

図書名	提出時期	部数	確認
保守体制表	保守開始日前までに	1部	不要
連絡先一覧表	保守開始日前までに	1部	不要
システムや操作方法に変更があった場合のマニュアル	変更があった場合にその都度	1部	不要
システム稼働(7.(11))の点検報告書	実施の都度	1部	不要

※電子ファイル（PDF 形式）も提出すること。

(提出場所)

QST 安全管理部安全・健康管理課

## 9. 検査条件 QST の職員が以下の要件を満たしていることを確認したことをもって検査合格とする。

(1) 保守期間中、「7. 保守内容」で示す保守が行われたこと。  
(2) 「8. 提出図書」が提出されていること。

## 10. 機密保持

受注者は、本業務の実施に当たり、知り得た情報を厳重に管理し、本業務遂行以外の目的で、受注者及び下請会社等の作業員を除く第三者への開示、提供を行ってはならない。

## 11. 情報セキュリティに関する項目

(1) 受注者は、QSTの情報セキュリティポリシーを遵守すること。  
(2) 受注者は、本件で取得したQSTの情報を、QSTの許可なしに本件の目的以外に利用してはならない

い。本件の終了後においても同様とする。

- (3) 受注者は、本件で取得したQSTの情報を、QSTの許可なしに第三者に開示してはならない。本件の終了後においても同様とする。
- (4) 本件の履行に当たり、受注者は従業員又はその他の者によって、QSTが意図しない変更が加えられることのない管理体制を整えること。
- (5) 本件の履行に当たり、情報セキュリティ確保の観点で、受注者の資本関係・役員等の情報、本件の実施場所、業務を行う担当者の所属・専門性(情報セキュリティに係る資格・研修実績等)・実績及び国籍に関する情報を求める場合がある。受注者は、これらの要求に応じること。
- (6) 本件に係る情報漏えいなどの情報セキュリティインシデントが発生した際には、速やかにQST担当者に連絡し、その指示の元で被害拡大防止・原因調査・再発防止措置などを行うこと。
- (7) 受注者は、QSTから本件で求められる情報セキュリティ対策の履行状況をQSTからの求めに応じて確認・報告を行うこと。またその履行が不十分である旨の指摘を受けた場合、速やかに改善すること。
- (8) 受注者は、機器、コンピュータプログラム、データ及び文書等について、QSTの許可無くQST外部に持ち出してはならない。
- (9) 受注者は、本件の終了時に、本件で取得した情報を削除又は返却すること。また、取得した情報が不要となった場合も同様とする。
- (10) 本件で作成された著作物(マニュアル、コンピュータプログラム等)の所有権は、QSTに帰属するものとする。
- (11) 本件の履行に当たり、その業務の一部を再委託するときは、軽微なものを除き、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び金額等について記載した書面をQSTに提出し、承諾を得ること。その際受注者は、再委託した業務に伴う当該相手方の行為について、QSTに対しすべての責任を負うこと。

## 12. グリーン購入法の推進

- (1) 本契約において、グリーン購入法(国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律)に適用する環境物品(事務用品、OA機器等)の採用が可能な場合は、これを採用するものとする。
- (2) 本仕様に定める提出図書(納入印刷物)については、グリーン購入法の基本方針に定める「紙類」の基準を満たしたものであること。

## 13. 協議

本仕様書に記載されている事項及び本仕様書に記載のない事項について疑義が生じた場合は、QSTと協議のうえ、その決定に従うものとする。

(要求者)

部課(室)名:安全管理部安全・健康管理課  
氏名:高倉 伸夫

## 選定理由書

1. 件名	健康管理システムの保守
2. 選定事業者名	株式会社エヌ・エイ・シー・ケア
3. 目的・概要等	本件は、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構における各種健康診断の実施、各種健康診断結果等の管理・保健指導、ストレスチェックの実施、就業制限や過重労働管理等を目的として導入する健康管理システムの保守を行うものである。
4. 希望する適用条項	契約事務取扱細則第29条第1項第1号ワ (電算システムのプログラムの改良若しくは保守であって、互換性の確保のために 契約相手方が一に限定されるとき、又は、当該システムの著作権その他の排他的権 利を有するシステム開発者にしかできないと認められるものを当該システム開発者 に行わせるとき)
5. 選定理由	健康管理システムは株式会社エヌ・エイ・シー・ケアが開発・提供するものである。本システムの年間保守に必要なプログラム構成、設定情報、著作権及び技術情報は同社が保有しており、互換性及び正常なシステム運用を確保するためには、当該情報及び技術的知見を有する同社による対応が不可欠である。 また、これらの情報は第三者に開示されておらず、他の事業者では本業務を実施することができないことから、株式会社エヌ・エイ・シー・ケアを契約の相手方として選定する。